

第4章

美しい自然を未来につなぐまちづくり

- 1 公園・緑地
- 2 自然保全・緑化
- 3 環境保全
- 4 環境衛生
- 5 循環型社会形成
- 6 地球温暖化対策
- 7 水資源
- 8 下水道

1 公園・緑地

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

安全で快適な緑豊かな都市環境を形成し、生活に安らぎとうるおいを感じています。

市民が楽しみながら公園の管理や緑化活動を行っています。

現状と課題

- 公園・緑地は、市民の憩いの場、子育ての場となるとともに、災害発生時は地域住民の避難の場、救援・復旧の場、火災の延焼防止帯となり安全・安心の都市形成に役立っています。
- また、地球温暖化、ヒートアイランド対策及び生物多様性の保全など様々な環境問題を緩和するとともに、日々の生活に季節感とうるおいを与え、美しく風格のある都市を形成します。
- 現在、都市計画公園は 31 箇所、そのうち 29 箇所（総合公園 1 箇所、近隣公園 5 箇所、街区公園 23 箇所）が利用できます。
- 市街地における都市公園は、これまで土地区画整理事業や埋立事業等に伴い整備されているため、基盤整備が行われていない既成市街地などで

は十分に都市公園の整備が進んでいない状況にあります。

- 今後、「緑の基本計画」に基づき公園や緑地の整備拡充、緑の保全・創出、公共施設及び民有地の緑化を一体的に捉えて、市民と一緒に緑とオープンスペースの確保を図る必要があります。
- 既存の都市公園は、供用開始後 30 年以上経過した公園が多く、施設や遊具の老朽化が進んでいるため、その修繕や更新など安全対策が新たな課題になっています。

【施策の体系】

1 公園・緑地の整備

特色ある公園づくり
身近な公園づくり
水辺の公園づくり

2 公園・緑地の管理

既存公園の安全確保
市民参加の充実

都市公園等の現状

区 分		箇 所	面積 (ha)
都市計画公園	総合公園	1	9.1
	近隣公園	5	7.9
	街区公園	25	7.58
	計	31	24.58

平成 22 年 4 月 1 日現在

資料：都市計画課

双太山公園



施策の内容

1 公園・緑地の整備

「色ある公園づくり

- ・多様化する市民の価値観・ニーズに対応するため、既存の公園を含めて地域の特性を生かした特色ある公園づくりを推進します。

身近な公園、緑地づくり

- ・都市計画決定されている公園や土地区画整理事業に伴い計画されている公園、緑地について、計画的に整備を進めます。

- ・大規模地震などの災害時に一時避難所として利用できる公園の整備を推進します。

- ・用地確保が困難な既成市街地においては、ポケットパークや鉄道高架下等の有効活用を図ります。

水辺の公園づくり

- ・公園や緑地など点在する緑を河川や水路、緑道、街路樹等で結ぶ水と緑のネットワーク化を図り、風の道を整備しヒートアイランド現象を緩和します。

- ・緑や水辺空間の創出にあたって、人々がふれあって楽しめることはもとより、ビオトープ（生物の生息・生育空間）の創出など魅力ある緑地・親水空間を形成します。

- ・海と調和したまちの形成と市民の憩いの場として、親水空間を形成するウォーターフロントの整備に努めます。

【主な取組】

- ・公園整備事業

- ・緑地整備事業

- ・水と緑のネットワーク形成事業の推進
- ・水辺空間の整備

2 公園・緑地の管理

既存公園の安全確保

- ・予防保全的な維持管理への転換を図り、公園施設の長寿命化を図るための計画を策定し、施設の改修や更新を計画的に行います。

- ・高齢者、障がい者等の公園利用や移動が円滑化するように、園路やトイレなど、公園施設のバリアフリー化を進めます。

市民参加の充実

- ・市民に身近な公園は、地域住民、愛護会、NPO等の多様な主体による公園管理と活用を図り、地域活性化を推進します。

【主な取組】

- ・公園施設長寿命化計画の策定
- ・公園施設改修事業

- ・多様な主体による公園管理
- ・市民リーダー育成

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成19年度～平成34年度）
- ・緑の基本計画（平成23年度～平成34年度）

2 自然保護・緑化

【施策の体系】

1	自然環境の保全
2	緑化の推進
3	市民参加による緑づくり

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

海や山など豊かな自然の保護と都市緑化の推進によって、市民や観光客が癒しとうるおいを感じています。

現状と課題

- ・本市は波穏やかな三河湾に面し、街の背後を緑豊かな山並みに囲まれ、山間部と市街地の間は果樹園が広がる豊かな自然に恵まれています。この豊かな自然を守るため、市域を取り巻く山地や海岸の多くが自然公園法に基づく指定区域となっています。
- ・人と自然が共生するうまいあるまちづくりを進めるため、公共施設の緑化を推進しながら、市民参加による植樹祭の実施、蒲郡市公共施設里親制度（アダプトプログラム）の実施、市民への緑化木や花苗の配布等により、緑化意識の高揚を図り、緑化推進に努めてきました。
- ・都市化の進展、松くい虫の被害、農林業従事者の高齢化や後継者不足などにより、森林や農地の保全状態が悪化してきており、その対策が求められています。
- ・地球環境問題への取り組みである地球温暖化の

防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全による良好な都市環境の提供は、本市にとっても重要な課題であり、緑とオープンスペースのネットワーク形成が必要です。

- ・かけがいのない豊かな自然を守り、貴重な緑を市民の共有財産として守り育てていくためには、開発との調整を図りながら、行政のみでなく、市民や事業者等が自主的に、自然環境の保全、緑化に取り組む環境づくりを行い、市民と協働して自然環境の保全や、緑化を推進する必要があります。
- ・愛知県では平成21年度から「あいち森と緑づくり税」を導入しました。本市も、この税を有効活用して、森林、里山林、都市の緑をバランスよく整備、保全するために様々な取組を進めていきます。

自然公園区域面積 単位：ha

特 別 地 域	特別保護地区	1.1
	第1種特別地域	0.3
	第2種特別地域	271.4
	第3種特別地域	1,396.1
普通地域		68.0
合 計		1,736.9

平成22年4月1日現在

資料：観光課

竹島及び周辺の自然景観



「第3回蒲郡都市景観賞」より

施策の内容

1 自然環境の保全

- ・三河湾国定公園の指定地域では、その目的に沿い長期的な展望に立って、自然保護に配慮した総合的な土地利用に努めます。
- ・里山など都市近郊の森林については、多様な自然とふれあい、憩い、学び、体験できる市民参加型の野外活動空間の整備を進めます。
- ・身近な環境の中に動植物が快適に生息できる空間（ビオトープ）の創造や保全を行います。
- ・三河湾に浮かぶ竹島、大島、小島の緑豊かな島々の自然や生態系の保全に努めます。
- ・自然観察会や自然保護コンクール等の開催により、自然保護に対する市民の意識高揚を図ります。

【主な取組】

- ・緑の基本計画による緑地保全
- ・自然公園の保全
- ・里地里山の保全と再生の推進

2 緑化の推進

- ・緑は人々にうるおいと安らぎを与えてくれるとともに、環境の改善に資する身近な貴重な自然であり、また、災害防止や美しいまちづくりを進める上でも重要な役割を果たします。
- ・市内の公園、道路、河川、海岸をはじめ学校や公民館などの公共施設や市有地を緑の基本計画に基づき積極的に緑化を推進します。
- ・市街地の大部分を占める民有地の緑が減少しているため、緑化木の配布を行うとともに、建築物の新築・増改築時に緑化を義務付ける地域の指定（緑化地域制度）を検討します。
- ・あいち森と緑づくり事業（平成21年度より開始）による民有地の屋上緑化や駐車場緑化などの実施者に対する費用の一部助成制度なども活用し、個人や事業所など民有地の緑化を推進します。

【主な取組】

- ・緑の基本計画による緑化推進
- ・公共施設施設の緑化の推進
- ・民有地の緑化推進
- ・蒲郡市緑化事業助成金制度

3 市民参加による緑づくり

- ・緑のまちづくりを進めていくためには、多くの市民が緑にふれあう機会を増やし、緑づくりに対する理解を深め、民有地緑化や緑化活動を進めることが必要です。
- ・地域住民やボランティア、民間事業者等の多様な主体の参画・協働による植樹、樹林地整備、ビオトープづくりなどの緑の体験学習や緑づくり活動を推進し、緑とオープンスペースの確保と活用を図ります。
- ・豊かな自然環境の保全に配慮しながら、観光振興、地域振興及び環境教育の向上を図るために、エコツーリズムを推進します。

【主な取組】

- ・公共施設アダプトプログラム
- ・まちづくり事業助成金制度
- ・自然環境学習
- ・市民ボランティアの育成
- ・エコツーリズムの推進

【関連する計画等】

- ・蒲郡市都市計画マスタープラン（平成19年度～平成34年度）
- ・緑の基本計画（平成23年度～平成34年度）
- ・あいち森と緑づくり事業（平成21年度～）

3 環境保全

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

騒音や公害のない、快適な環境で暮らしています。

すべての人が美しい海や自然環境の保全に理解を深め、自ら行動しています。

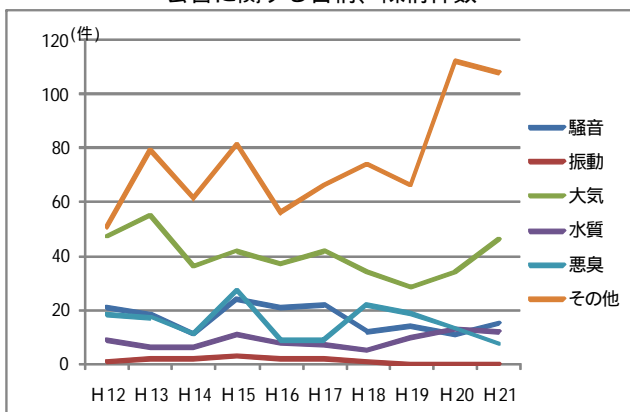
現状と課題

- ・都市化・市民生活の多様化に伴い、交通公害や近隣騒音、生活排水に起因する水質汚濁等、私たちの日常生活に深く関わる新たな都市・生活型の環境問題が顕在化しています。
- ・閉鎖性水域である三河湾の水質汚濁問題については、各種浄化対策を推進しているものの、富栄養化状態の改善には至っておらず、海のまちづくりを進める本市にとって大きな課題となっています。
- ・近年では、雑草繁茂や野焼きなどの屋外燃焼行為に対する苦情も多くなっています。こうした中

で、よりよい環境を求める市民の意識は年々強くなっています。

- ・環境美化については、空き缶の投げ捨て、ごみの不法投棄などモラルやマナーの問題を抱えています。市民の快適な生活環境を確保するために、市民と行政が一体となって環境美化活動を推進していくことが必要です。
- ・様々な環境問題に対応するため、市民・事業者・行政が連携して、地域の特性に応じた環境の保全を積極的に進めていくことが大切です。

公害に関する苦情、陳情件数



ポイ捨て禁止の看板



【施策の体系】

1	公害の監視体制の整備と公害防止対策の推進
	公害の監視測定体制の整備と情報提供の充実 公害の未然防止対策の推進 発生源対策の推進 交通公害防止対策の推進
2	不法投棄防止対策の推進
3	水質浄化対策の推進
4	環境美化活動の推進
5	環境教育の推進

施策の内容

1 公害の監視体制の整備と公害防止対策の推進

公害の監視体制の整備と情報提供

- ・環境汚染物質に関する実態調査や情報収集を積極的に実施し、情報提供の充実を図ります。

公害の未然防止対策の推進

- ・住工混在地域における公害の未然防止に向けて、土地利用の純化・適正化を図ります。また、公害防止のため、必要に応じ公害防止に関する協定を締結し、その未然防止に努めます。

発生源対策の推進

- ・工場等の事業活動に起因する公害を防止するため、監視指導體制の充実を図るとともに、公害防除施設の設置や改善に対する各種資金融資制度等の活用を促し、環境負荷の低減に努めます。

交通公害防止対策の推進

- ・道路交通騒音については、市街地への車の流入が減少することで騒音の緩和が期待されるため、引き続き国道 23 号蒲郡バイパス、国道 247 号中央バイパスの整備について、関係機関と協力していきます。

【主な取組】

- ・環境実態調査
大気・水質・騒音・地下水位について、定期的に環境汚染物質の調査を行います。
- ・公害防除資金融資、利子補給
公害防除施設の整備の目的で融資を希望する企業に対し、内容を審査の上、融資の認定を行い、利子補給を行います。

2 不法投棄防止対策の推進

- ・不法投棄対策については、監視カメラの設置や、パトロールの強化など、捨てられないための対策を強化していきます。

- ・不法投棄防止のための看板や防止ネットを、市民と協働して設置していくことで、廃棄物等を捨てにくい環境づくりに努め、市内の不法投棄を減らしていきます。

【主な取組】

- ・監視カメラの設置
不法投棄が頻発する場所に監視カメラを設置します。
- ・監視パトロールの強化
不法投棄廃棄物の早期回収とパトロールを強化します。
- ・不法投棄防止ネット設置
防止ネットを設置し、不法投棄をさせにくい状況を作ります。

3 水質浄化対策の推進

- ・国、県及び三河湾沿岸市町のみならず、内陸部の市町村との連携を強化するとともに、公共下水道等の合理的かつ効果的な整備を推進します。

- ・既設の単独処理浄化槽から環境への汚濁負荷を抑えた合併浄化槽への転換の啓発を図ります。

- ・住民に対する啓発、幅広い実践活動への取り組み、生活排水対策等の諸施策を積極的に実施し、水質浄化への意識の高揚を図ります。

【主な取組】

- ・公共下水道整備の推進
- ・三河湾浄化店頭啓発事業
三河湾浄化推進協議会において、各種啓発活動を実施し、市民の三河湾浄化に対する意識の高揚を図ります。
- ・環境講演会事業
小学校の児童及び保護者を対象とした講演会を実施。三河湾の環境に理解を深めます。

4 環境美化活動の推進

- ・530 運動実践活動やクリーンキャンペーンへの積極的な参加を呼びかけ、市民や市民団体が自主的に行う美化活動を支援します。

- ・空き缶等ごみ散乱防止条例に基づき、市民、事業者、行政が一体となってごみ散乱の防止に努めます。

【主な取組】

- ・530 運動実践活動への支援
市民、事業者、学校などによる自主的な環境美化活動に対し、支援を行います。
- ・クリーンキャンペーン
年 2 回、統一実践場所(市内 5 箇所)で実施される清掃活動への積極的な参加を呼びかけます。

5 環境教育の推進

- ・市民・事業者に対して環境にやさしい生活・活動を促すための学習機会を提供することにより、環境意識の高揚を図ります。
- ・また、学校教育カリキュラムにおいても、身近な環境問題を学ぶことのできる参加・体験型の環境学習プログラムを取り入れます。

【主な取組】

- ・里山観察会
さがらの森にて動植物と触れ合いながら自然観察、ネイチャーゲーム、工作を親子で行い、豊かな里山の保全意識を養います。
- ・三河湾環境チャレンジ

【関連する計画等】

- ・蒲郡市公共下水道事業計画（昭和 45 年度～平成 27 年度）
- ・豊川流域関連蒲郡市公共下水道事業計画（平成 2 年度～平成 25 年度）

4 環境衛生

【施策の体系】	
1	畜犬登録・狂犬病予防接種の促進
2	斎場の効率的な運営
3	墓地環境整備の推進
4	感染症への危機管理体制の推進

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

市民のペットの飼い方のモラルが向上し、清潔で快適なまちになっています。

高齢化社会を迎え、新しい斎場で良質なサービスが提供されています。

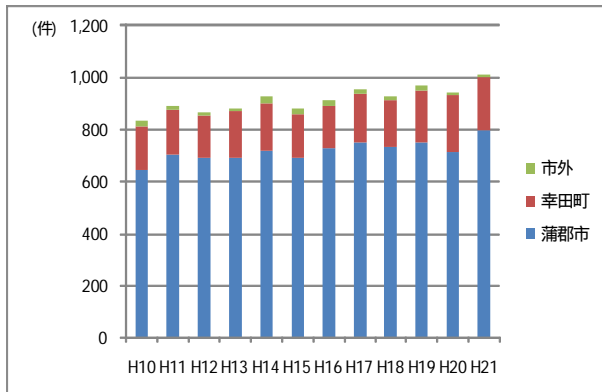
現状と課題

- ・近年のペットブームにより、動物と人間との関係はますます親密化している一方で、犬の放し飼いや、公共の場所や他人の敷地への糞尿の放置、咬傷事故、未登録・未注射犬の飼育等、飼い主のモラルの低下が社会問題化しています。また、飼えなくなった動物の遺棄や野犬対策も問題となっています。
- ・斎場については、平成 22 年度から業務委託による運営をしていますが、昭和 54 年に建設された施設は、近年、老朽化が進み、修理に要する維持管理経費が増大しているため、施設の建て替えが必要になっています。また、高齢化社会を迎えるにあたり、今後の火葬件数が現在の 1.5 倍になる

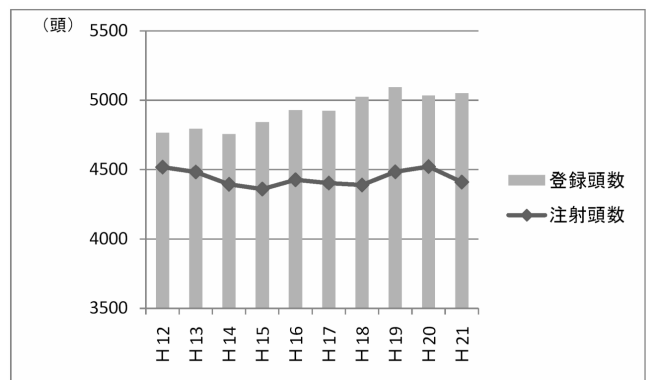
と予測され、火葬炉や斎場施設の近代化が求められており、建て替えにおいては、十分市民の意見を聞く必要があります。

- ・墓地については、市と民有を合わせて、現在 179 箇所が市内に点在していますが、核家族化の進展、市民の意識変化等により、墓地や埋葬に対する考え方も多様化してきており、今後も墓地の整備を図っていく必要があります。
- ・鳥インフルエンザや新型インフルエンザなどの感染症が大きな社会問題となっており、市民生活にも大きな影響を及ぼしました。本市でもその対策が求められてきています。

年度別斎場利用状況



犬の登録・狂犬病予防注射頭数の推移



施策の内容

1 畜犬登録・狂犬病予防接種の促進

- ・狂犬病予防接種を獣医師の協力により実施し、未登録犬、未接種犬が発生しないよう啓蒙活動を行います。
- ・県動物保護管理センターの指導のもと、動物愛護精神の高揚及び糞尿の処置をはじめとする動物の適正管理・病気予防についての啓発広報活動を実施します。

【主な取組】

- ・狂犬病予防注射
狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防するため、登録・狂犬病予防注射を実施します。
- ・動物ふれあい教室
保育所において、児童の情操教育と動物愛護の一環として、県動物保護管理センターの協力を得て、「動物ふれあい教室」を開催します。

2 斎場の効率的な運営

- ・地域社会における不可欠の都市施設として、周辺環境との調和と環境保全上の対策を考慮した整備計画を検討します。
- ・より一層のサービス向上と効率的な運営を行うため、今後も民間委託等による運営を実施していきます。

【主な取組】

- ・斎場整備事業
老朽化した斎場とその周辺について、整備を行う事業。
- ・斎場運営業務委託
斎場の運営を民間委託することにより、サービスの向上と効率的な運営を行います。

3 墓地環境整備の推進

- ・地区が管理する墓地については、引き続き墓地整備事業の助成を行います。

【主な取組】

- ・墓地環境整備事業の助成
地区が管理する墓地の整備事業に対して、助成を行います。

4 感染症への危機管理体制の推進

- ・鳥インフルエンザや新型インフルエンザなどの感染による様々な社会的問題に対し、国や県などの関係機関、事業所等と緊密な連携をしていくことで、その災害の被害を最小限に防ぐための危機管理に努めていきます。

【主な取組】

- ・感染症対策協議会の設置
国や県、事業者とともに、感染症の被害を最小限に食い止めます。

5 循環型社会形成

【施策の体系】

1	資源循環型社会の構築
2	リサイクルの促進と地域コミュニティの活性化
3	適正な廃棄物処理

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

ごみの減量や資源の効率的な活用が進み、環境負荷の少ない、快適な生活環境になっています。

市民、事業者、行政が一体となった環境意識の高いまちづくりができています。

現状と課題

・今日の大量生産、大量消費のライフスタイルにより、ごみの排出量は増加の一途をたどっており、地球規模での環境問題が深刻化しています。近年、廃棄物に対する考え方が、「効率よく、安全に処理・処分する」という考え方から「生産・流通・消費の各段階から廃棄物の発生・排出を抑制する」という考え方によって変わってきています。ごみの排出量抑制には、市民・事業者・行政が一体となった取組が必要であり、大量消費や使い捨てのライフスタイルの見直しを図り、リサイクルのみならず、リデュース、リユースを推進し、循環型社会を目指すことが課題となっています。また、限られた資源を循環し、効率的に活用するとともに、再生可能な資源や自然エネルギーなどへの転換

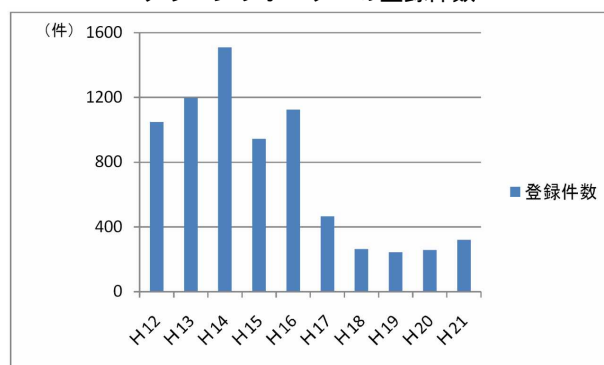
を進める必要があります。

- ・近年、地域コミュニティの衰退が懸念されていますが、快適な生活環境の保全のためにも、地域によるクリーンサポーター制度などの推進が重要です。
- ・ごみ処理について、蒲郡市クリーンセンターの老朽化に伴い、基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行うことにより、施設の延命化を図る必要があります。
- ・蒲郡市一般廃棄物最終処分場には毎年多量の焼却灰等を埋め立てていますが、処分用地の新たな確保が困難であるため、一層のごみ減量を進めるとともに、焼却灰の溶融化等によって埋め立て量を削減する必要があります。

ごみ処理量・資源回収量の推移

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
可燃ごみ(t)	29,396	28,579	28,490	26,734	25,982	25,190
不燃ごみ(t)	5,290	4,813	4,514	4,501	4,450	4,478
粗大ごみ(t)	1,515	1,653	1,829	1,783	1,841	1,756
資源物(t)	7,316	6,881	6,485	7,865	7,872	7,966
計(t)	43,517	41,926	41,318	40,883	40,145	39,390

クリーンサポーターの登録件数



施策の内容

1 資源循環型社会の構築

- ・市民、事業者、行政が連携して、ごみ減量化及び資源化を推進します。蒲郡市ごみ減量推進対策協議会の充実を図り、各種ごみ減量施策を推進します。
- ・資源循環型社会の構築を目指し、5 R 行動を推進します。
- ・未利用資源を地域内で有効に活用するシステムを地域社会や産業に組み込むことを目指す「あいちゼロエミッション・コミュニティ構想」に基づき、資源・エネルギーの地域内循環を積極的に進め、持続可能な生活、産業のあり方を示していきます。
- ・公共施設におけるエネルギーの効率的な利用については、すでに市民病院へのコ・ジェネレーションシステムの導入や、ごみ焼却の余熱を利用した「ユトリーナ蒲郡」がありますが、引き続き、資源・エネルギーの有効活用の推進に努めていきます。

【主な取組】

- ・5 R 行動の推進
ごみの減量（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）、ゴミになるものの拒否（リフューズ）、修理しながら使い続ける（リペア）の5 R 行動を積極的に推進します。

2 リサイクルの促進と地域コミュニティの活性化

- ・ごみの排出量を抑制し、リサイクルを促進するため、広報啓発活動の充実を図るとともに、資源リサイクルのための施設の整備を行います。
- ・クリーンサポーターを中心とした、市民の協力による分別指導・監視体制を推進します。
- ・市民と行政の連携により、環境意識の高いまちづくりを推進します。
- ・資源回収を行う地域や団体等の育成・支援を行います。

【主な取組】

- ・リサイクル推進のための施設整備
リサイクルプラザなど、資源物の回収やリサイクル促進のための施設の整備を図ります。
- ・クリーンサポーター制度の充実
地域において、リサイクルの促進やごみ減量に対する指導的な役割を果たします。
- ・資源回収団体育成奨励金交付事業
資源回収を行う地域や団体に対して、回収量に応じた奨励金を交付します。

3 適正な廃棄物処理

- ・蒲郡市クリーンセンターの延命化を図るため、設備・機器の適切な補修等の整備を行い、また、基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行います。
- ・ごみ処理の広域化を図るため、ごみ焼却施設の集約化について検討します。
- ・一色不燃物最終処分場の跡地利用について検討を進めます。
- ・事業系廃棄物は、事業者の処理責任を徹底させ、適正処理の指導強化を図ります。
- ・し尿等を処理する清幸園衛生処理場は、引き続き幸田町と連携し、蒲郡市幸田町衛生組合による適正な運営を行っていきます。

【主な取組】

- ・（仮）東三河地区ゴミ処理広域化計画の策定
- ・清幸園衛生処理場の運営

【関連する計画等】

- ・ごみ処理基本計画（平成9年度）
- ・（仮）東三河地区ごみ処理広域化計画の策定（平成24年度～平成43年度）

6 地球温暖化対策

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

環境負荷の少ない、自然と調和した心豊かな暮らしをしています。

すべての人が自然生態系や地球環境との関わりに理解を深め、自ら行動しています。

【施策の体系】

1	低炭素社会に向けた先駆的取組の推進
2	再生可能エネルギー・代替エネルギー活用の推進
3	環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルの提案

現状と課題

- ・生態系などへの地球温暖化の影響が徐々に見え始め、温室効果ガスがその原因であることが明らかにされる中で、2013年以降のポスト京都議定書の枠組みづくりに向けた国際的議論がなされています。
- ・我が国は、2020年の温室効果ガスの排出量について、すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意を前提としつつ、1990年比で25%削減を目指すことを表明しています。このように、世界レベルで地球温暖化への対応が急がれていますが、我が国の温室効果ガスの排出量は増加の一途

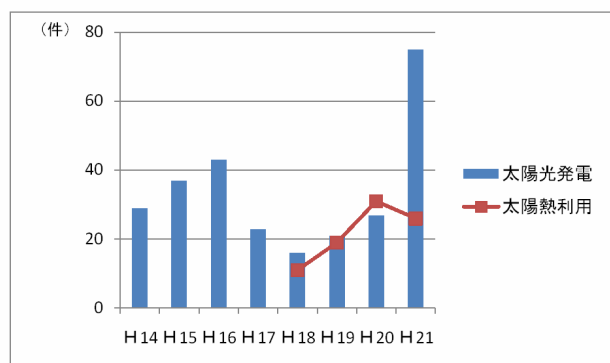
をたどっています。

- ・この地域は交通手段として自家用車への依存度が高く、自動車からの二酸化炭素の排出量の削減も喫緊の課題となっています。
- ・温室効果ガス排出を削減するためには、化石燃料に代わる再生可能エネルギーや代替エネルギーの活用を推進していく必要があり、将来に負担を先送りすることなく、社会全体で低炭素社会の実現に向けての取組が必要となっています。

電気自動車



太陽光・太陽熱システムの補助金の交付件数



施策の内容

1 低炭素社会に向けた先駆的取組の推進

- ・国の温室効果ガスの中期目標達成に向けた道筋などを踏まえ、行政自ら環境に配慮した率先的な取組に努めます。また、日常生活や事業活動における、省資源・省エネルギー化を啓蒙するとともに、低炭素型まちづくりなどに取り組み、温室効果ガスの削減を進めていきます。

【主な取組】

- ・地球温暖化対策地域計画策定の検討
- ・地球温暖化対策実行計画
本市の行政事務に伴う温室効果ガスの排出抑制のための措置を定めることにより地球温暖化対策の推進を図ります。
- ・環境にやさしい自動車利用の推進
エコドライブ、アイドリングストップなど環境に優しい自動車利用の推進。

2 再生可能エネルギー・代替エネルギー活用の推進

- ・石油代替エネルギー、自然エネルギー、バイオマスエネルギー、リサイクルエネルギーなど、地域の再生可能エネルギーを最大限活用していくため、その安定的な確保と、それらを供給する体制を構築していきます。
- ・再生可能エネルギーシステムの公共施設への導入や、二酸化炭素の排出量が少ない電気自動車やハイブリット自動車等の公用車への導入を積極的に推進します。また、市民・事業者における再生可能エネルギー利用の普及促進に努めます。

【主な取組】

- ・蒲郡市地域新エネルギービジョンの改訂版の策定
- ・公共施設や公用車への新エネルギーシステム導入の推進
- ・住宅用新エネルギーシステム導入促進費補助事業
住宅用太陽光発電システム及び住宅用太陽熱利用システムへの補助により、市民の新エネルギー導入の促進を図ります。

3 環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルの提案

- ・環境への負荷を可能な限り減らし、未来に向けて快適な環境の保全を可能とする社会づくりを進めるため、環境に配慮したワークスタイル・ライフスタイルを提案していきます。
- ・すべての人が自然生態系や地球環境との関わりに理解を深め、それぞれの立場に応じた役割分担のもとに、環境配慮の視点から主体的に行動できる社会の実現を目指します。

【主な取組】

- ・ヒートアイランド対策
屋上緑化や壁面緑化、住宅周辺の緑化、打ち水、グラウンドの芝生化、公共施設の敷地内緑化など。
- ・エコモビリティライフの推進
自動車と公共交通、自転車、徒歩等をかきこく使い分けるライフスタイルの推進
- ・チャレンジ 25 キャンペーンの推進
クールビズ、ウォームビズ、省エネ商品の選択等、CO₂削減に向けた具体的な行動を提案します。

【関連する計画等】

- ・蒲郡市地域新エネルギービジョン（平成 13 年度）
- ・第 3 次地球温暖化対策実行計画（平成 21 年度～平成 25 年度）

7 水資源

【施策の体系】

- | | |
|---|------------|
| 1 | 水源の確保・安定給水 |
| 2 | 節水型まちづくり対策 |
| 3 | 健全で開かれた経営 |

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

安定した水源の確保に努めています。

「安心」「安定」「持続」「環境」に取り組んだ水の供給をしています。

節水意識の向上により、湯水に強いまちになっています。

現状と課題

- ・蒲郡市水道事業は、水源の全てを愛知県営水道用水供給事業の豊川浄水場からの浄水に依存しています。このため、本市では県水受水池から浄水を受水した後、配水池を経由し各家庭へと水を供給しています。
- ・工業用水道は豊川用水の水を清田町にある蒲郡浄水場より市内の各事業所に供給しています。
- ・農業用水については、主に豊川用水を使用し、みかんをはじめ施設園芸を主体とした農業に利用しています。
- ・高度成長期に大量に整備した施設の更新時期が到来する中で、水資源へのニーズは、量の充足から、より「安全」でより「良質」の水の供給へ変わりつつあります。

設楽ダム完成予想図



- ・平成6年の大湯水や兵庫県南部地震（平成7年）の発生を契機とした危機管理体制の充実など、水資源に対するニーズは多様化かつ高度化しています。
- ・自己水源を持たない本市では、日頃から節水意識の高揚をはじめとし、様々な開発計画の推進に合わせた水道施設計画を立案し、ライフラインとしての使命を果たし、水の安定供給を図る必要があります。
- ・蒲郡市水道水源基金を水源林保全、水源地交流事業等に充て、引き続き自然環境の保護に努め、水に対する相互理解を深めていきます。

蒲郡市配水池



施策の内容

1 水源の確保と安心な水の安定供給

- ・ 安定的な水資源を確保するために、「豊川用水二期事業」ならびに「設楽ダム建設事業」の早期完成を国等の関係機関に働きかけ、水源地域の振興事業を側面的に支援します。
- ・ 水質監視体制の充実を図るとともに、水安全計画を策定し、安心して飲める安全な水を供給します。
- ・ 更新時期となった水道施設等を検討し、地震等にも対応した施設に更新し安定給水に努めます。
- ・ 災害時の飲料水を確保し、供給するために応急給水訓練を充実させます。
- ・ 水需要を的確に把握し、県営水道事業から計画的・効率的に受水します。
- ・ 水道水源基金を効果的に運用し、水源の森づくりや住民との交流を推進し、水に対する相互理解を深めます。

【主な取組】

- ・ 安心しておいしく飲める水の供給
- ・ 送・配水管の整備促進
- ・ 配水池の維持管理
- ・ 応急給水対策の充実
- ・ 水源保全及び水源地域との友好交流事業

2 節水型まちづくり対策

- ・ 節水型まちづくりの確立については、「水道週間」・「水の日」等の機会をとらえ、水の大切さや有効性の啓発、水の有効利用のPRを図りながら、重要な資源としての認識の定着を図ります。
- ・ 給・配水管の漏水防止を図るため、積極的に漏水調査、修繕を実施します。
- ・ 配水管網の効率的な維持、管理を行うため、マッピングシステムを充実します。
- ・ 水道施設の効率的な運用を図るため、配水区域のブロック化を推進します。

【主な取組】

- ・ 井戸水の利用促進
- ・ 雨水利用簡易貯留槽の促進
- ・ 漏水防止対策の強化
- ・ 配水区域のブロック化

3 健全で開かれた経営

- ・ 拡張時代から維持管理の時代へと変遷する中で、年度別事業量の平準化策、投資計画を策定し、後世に負担のかからない経営システムを目指します。
- ・ 多様化するニーズにこたえるため、休日水道お客様センターの開設、経営のスリム化を図るため、引き続き水道事業に関する受付・収納等総合業務を委託します。
- ・ 地域資源の活用や循環型社会に対応するため、建設副産物のリサイクルを継続するとともに、太陽光発電など省エネルギーシステムを導入します。
- ・ 情報公開と情報収集を積極的に行い、健全で開かれた水道事業を運営に努めます。

【主な取組】

- ・ 水道事業健全経営の維持
- ・ 水道事業受付・収納等総合業務委託事業
- ・ 積極的な情報公開及び情報収集

【関連する計画等】

- ・ 蒲都市水道ビジョン（平成21年度～平成30年度）

8 下水道

【施策の体系】

1	事業認可区域の整備と事業促進
2	水洗化率・普及率の向上
3	下水道施設の維持管理
4	高度処理方法の推進

施策が目指す蒲郡市の将来の姿

計画的な下水道事業の整備が進み、良好な住環境が確保されています。

水洗化率及び普及率が向上することで、河川や海域の水質保全が改善されています。

現状と課題

- ・本市の下水道事業は、昭和 36 年に都市計画決定して以来、主に浸水防除対策として進めてきました。昭和 45 年度からは排除方式を汚水と雨水の分流式とした公共下水道事業として本格的に着手し、昭和 52 年に供用開始されました。なお、蒲郡処理区の汚水については、蒲郡市下水道浄化センターで処理し三河湾に放流し、雨水については河川や海域へ放流しています。
- ・豊川流域下水道に接続する大塚処理分区は、平成 2 年に事業認可を取得し、さらに、平成 12 年度からはラグーナ蒲郡等を編入した、渥美湾等流域別下水道整備総合計画や豊川流域下水道基本計画に沿って、事業の推進を図ってきました。なお、認可区域内の管路整備については、平成 20 年度末に概ね完了となりました。
- ・現在、生活環境を改善し河川や海域の水質汚濁に対処するため、早急な整備が必要であります。また、繊維染色整理業等からの工業排水の受入れ

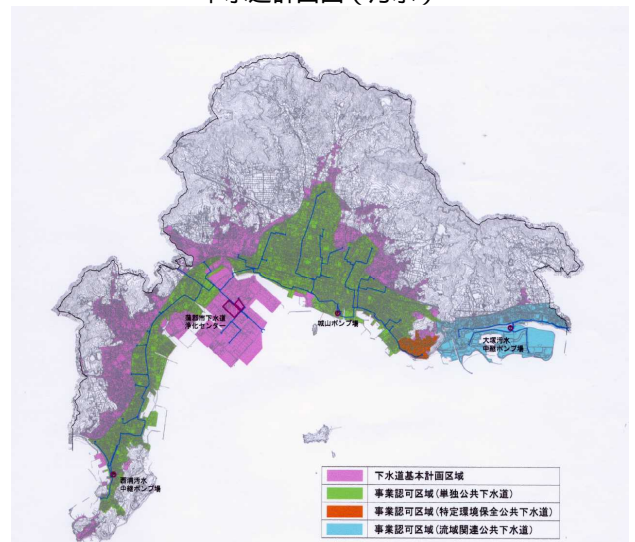
について、排水の処理方法を研究することが課題となっています。

- ・市街化調整区域にある三谷温泉地区は、平成 3 年に自然保護を目的とする特定環境保全公共下水道の事業認可を取得後、事業を促進し、平成 8 年度末には、認可区域内は概ね管路整備が完了しました。
- ・終末処理場から発生する処理水、脱水した汚泥等については、資源の有効利用の観点から再利用を積極的に研究する必要があります。
- ・今後は諸施設の有効利用を図るため、公共下水道への接続を積極的に推進する必要があります。

下水道供用開始状況

区分	行政人口	処理区域面積	処理人口	下水道普及率
	(人)	(ha)		
平成 15 年度	81,893	971	45,338	55.4
平成 16 年度	81,739	978	45,617	55.8
平成 17 年度	81,678	998	45,878	56.2
平成 18 年度	81,579	1,013	46,292	56.7
平成 19 年度	81,380	1,019	46,495	57.1
平成 20 年度	81,515	1,041	46,819	57.4
平成 21 年度	81,280	1,071	48,010	59.1

下水道計画図（汚水）



施策の内容

1 事業認可区域の整備と事業促進

- ・下水道法、都市計画法による事業認可を計画的に取得し、整備を促進します。
- ・繊維染色整理業等の工場排水処理問題の解決、管路網の整備拡大等により、下水道浄化センターへの汚水流入量を増加させ、生活環境の改善と公共用水域の水質汚濁防止を図ります。
- ・市街化調整区域にある三谷温泉地区は、接続率の向上を図ります。また、西浦温泉地区についても下水道整備の進捗状況を踏まえながら計画的な整備を推進します。

【主な取組】

- ・事業認可区域の計画的な整備
- ・特定環境保全区域の整備促進
- ・建設コストの縮減
- ・地元説明会の開催

2 水洗化率・普及率の向上

- ・下水道事業の効果を高めるため市民の理解を求め、水洗化率及び普及率の向上に取り組みます。

【主な取組】

- ・下水道接続の普及促進
- ・下水道ポスター展

3 下水道施設の維持管理

- ・下水道浄化センター、ポンプ場の諸施設や、汚水及び雨水管渠の老朽化により、機能低下が憂慮されるため、施設の維持管理を計画的に進めます。
- ・既設下水道施設の耐震化及び長寿命化を図ります。
- ・維持管理の民間委託の活用について推進します。
- ・水質、電気、機械等の専門的な技術者を育成し、適正な維持管理を行うことができるよう努めます。

【主な取組】

- ・計画的な維持管理の推進
- ・民間委託の活用の推進
- ・下水道施設長寿命化計画の策定

4 高度処理方法の推進

- ・公共用水域の水質汚濁防止のため、今後は更に水質規制が厳しくなることが予想されるので、適切な水質基準を守ることができるよう高度処理を進めます。

【主な取組】

- ・高度処理施設の建設

【関連する計画等】

- ・全県域汚水適正処理構想
- ・蒲都市公共下水道事業計画（昭和45年度～平成27年度）
- ・豊川流域関連蒲都市公共下水道事業計画（平成2年度～平成25年度）
- ・渥美湾等流域別下水道整備総合計画（平成16年度～平成37年度）

